

看護師による「特定行為」の実施と包括同意について

特定行為とは

あらかじめ主治医（在宅医・かかりつけ医）が作成した厳格なマニュアル（手順書）に準じて、専門の研修を修了した看護師（特定看護師）がタイムリーかつ迅速に適切な医療処置（診療の補助）を行う制度です。

訪問看護において特定行為を実施する最大のメリットは、医師の到着や指示を待つ時間を減らし、「その場で、一刻も早く」療養者様の苦痛を和らげ、状態の悪化を防げる点にあります。

特定行為に関する包括同意と実施について

当ステーションでは、療養者様の急激な状態変化や緊急時に遅滞なく必要な処置を行うため、個別の行為ごとにその都度同意をいただくのではなく、訪問看護の利用開始時（または必要性が生じた段階）に、あらかじめご了承をいただく**「包括同意」**の形をとらせていただいております。

もちろん、この特定行為への同意はいつでも拒否・撤回することが可能です。

ご同意いただけない場合や、お聞きになりたい点がある場合は、担当の看護師またはステーション管理者までいつでもお申し出ください。同意を拒否・撤回されたことにより、治療や看護上で不利益を被ることは決してありません。

当ステーションで実施している特定行為

当ステーションでは、専門研修を修了した看護師が在籍しており、主治医の指示のもとで以下の特定行為に対応できる体制を整えています。

特定行為区分の名称	特定行為
呼吸器（長期呼吸療法に係わるもの）関連	気管カニューレの交換
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 創傷に対する陰圧閉鎖療法
栄養及び水分管理に係わる薬剤投与関連	脱水症状に対する輸液による補正

血糖コントロールに係わる薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入

安全性と主治医との連携について

特定行為は、看護師が単独の判断で勝手に行うものではありません。

1. 医師による事前指示：必ず主治医が「こういう状態の時は、この処置を行う」と指定した手順書に基づきます。
2. 迅速な報告：処置を行った後は、速やかに主治医に病状と実施内容を報告し、指示を仰ぎます。
3. 高度な専門性：厚生労働省の指定する厳しい研修（講義および実技演習・臨地実習）を修了した看護師のみが担当します。

制度の内容について詳しくお知りになりたい方は、以下の厚生労働省ウェブサイト等もご覧ください。

▶ 特定行為に係わる看護師の研修制度：厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>

【各種書類のダウンロード】

ご同意の変更を希望される場合は、下記より書類をダウンロードしてご利用いただくか、スタッフまで直接お申し付けください。

・[特定行為実施に関する同意撤回書（PDF）]